



兵庫労働局発表
平成24年8月30日

報道関係者 各位

[照会先]

兵庫労働局労働基準部
安全課

課長 高尾 聡

安全専門官 磯川 雄一

TEL 078-367-9152

FAX 078-367-9166

平成24年 秋の交通労働災害防止運動を展開

兵庫県内の交通事故による労働災害は、死亡者数で全体の約30%を占める

兵庫労働局及び県下各労働基準監督署は、秋の全国交通安全運動期間を含む9月1日から9月30日までを「秋の交通労働災害防止運動」月間と定めて、事業者はもとより行政、労働災害防止団体、業界団体等の参加の下、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進いたします。

特に、休業4日以上死傷災害では、「新聞販売業」と「道路貨物運送業」の占める比率が高いことから重点業種としています。

記

1 実施事項

- (1) 兵庫労働局
 - ① 兵庫労働局交通労働災害防止関係機関への「防止運動」協力要請
 - ② 社会福祉施設及び郵便事業への「防止運動」要請文送付
- (2) 事業場 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

2 目標

交通死亡労働災害ゼロ及び交通労働災害の大幅減少を目指す

(参考)

- 1 秋の交通労働災害防止運動実施要綱 (別添資料参照)
- 2 交通労働災害の死傷災害(休業4日以上)発生状況

	新聞販売業	通信業	道路貨物運送業	道路旅客運送業	保健衛生	全産業
平成21年	55	45	38	34	20	306
平成22年	65	41	31	30	28	331
平成23年	42	39	45	36	29	323
合計	162	125	114	100	77	960
(比率)	(16.9%)	(13.0%)	(11.9%)	(10.4%)	(8.0%)	(100%)

秋の交通労働災害防止運動実施要綱

主唱

兵庫労働局
県下各労働基準監督署

協賛

兵庫労働局交通労働災害防止関係機関
国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県・
兵庫県警察・社団法人兵庫労働基準連合会・
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部・
社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部・
神戸新聞社

1 趣旨

兵庫県における平成 23 年の労働災害による死亡者数は 37 人で、前年の 60 人に比べ大幅に減少した。死亡者総数のうち、交通労働災害による死亡者数も 10 人で前年より 4 人減少したものの、全体に占める比率は 27%と増加した。業種別では、道路貨物運送業が 4 人、道路旅客運送業、化学工業、土木工事業、その他の建設業、卸売業、その他の事業で各 1 人となっている。

一方、県内の平成 23 年の労働災害による死傷者数は 4,749 人であったが、そのうち交通労働災害によるものは 323 人で、前年の 331 人に比べ 8 人減少した。業種別では、道路貨物運送業が 45 人、新聞販売業が 42 人、通信業が 39 人、道路旅客運送業が 36 人、社会福祉施設が 25 人、金融業が 20 人などとなっている。

以上のように、平成 23 年の交通労働災害は、死亡者数、死傷者数ともに減少し、平成 24 年は 5 月末時点でも、死傷者数は 93 人で前年同期に比べ 24 人、20%減少し、死亡者数も 1 人で前年同期に比べ 4 人、80%と大幅な減少となっている。

しかしながら、労働災害が急増した平成 22 年から平成 23 年は大幅に災害件数は減少したとはいえ、交通労働災害については、幅広い業種で発生している状況で、今後は他の業種でも発生が懸念されることから、引き続き県内において交通労働災害防止対活動を推進し、さらに減少させることが重要な課題となっている。

このため、秋の全国交通安全運動期間を含む 9 月を「秋の交通労働災害防止運動」(以下「防止運動」という。)月間と定め、事業者はもとより行政、労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することとする。

なお、死傷災害の中では、道路貨物運送業と新聞販売業の占める比率が高いことから、道路貨物運送業、新聞販売業を重点業種とする。

2 実施時期

平成 24 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで

3 対象業種

道路貨物運送業と新聞販売業を重点業種として、その他全業種を対象業種とする。

4 目標

交通労働災害の防止

(特に交通死亡労働災害ゼロ、交通労働災害の大幅減少を目指す。)

5 実施事項

(1) 兵庫労働局

- ア 行政・災害防止団体・業界団体等への防止運動推進の文書要請
- イ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場指導時に防止運動を要請
- イ 自動車(道路貨物運送業)監督時に防止運動を周知

(3) 協賛者

- ア 事業場が行う防止運動活動に対する支援
- イ 機関誌等による広報活動

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
- ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。

(イ) 防止運動として、交通労働災害防止の研修実施

イ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の①、④、⑤、⑥、⑦の事項

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(死亡災害被害者の多くが高齢者によるもの)

(エ) 次の事項を推進する。

- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
- ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。

- ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
- ⑤ 配達時において「安全作業のポイント7」を励行させる。

ウ 道路貨物運送業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

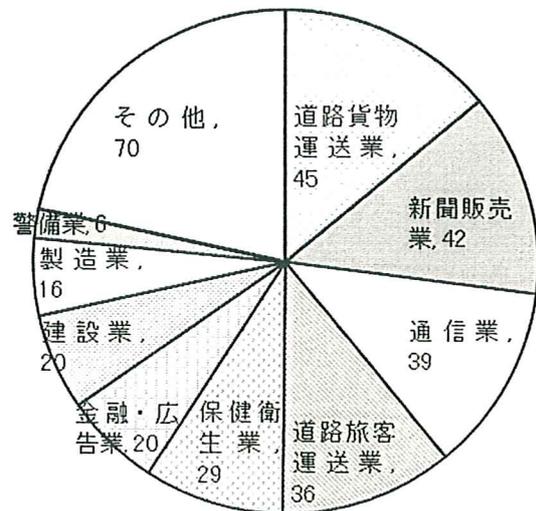
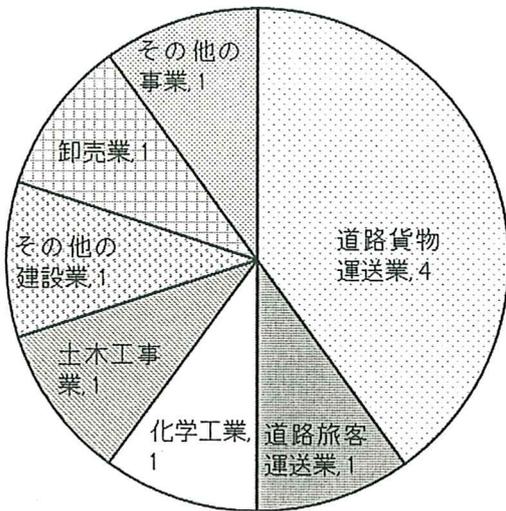
- ① リスクアセスメント(危険有害性の調査)を進める。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

(参考)

兵庫県内の平成23年交通労働災害発生状況(単位：人)

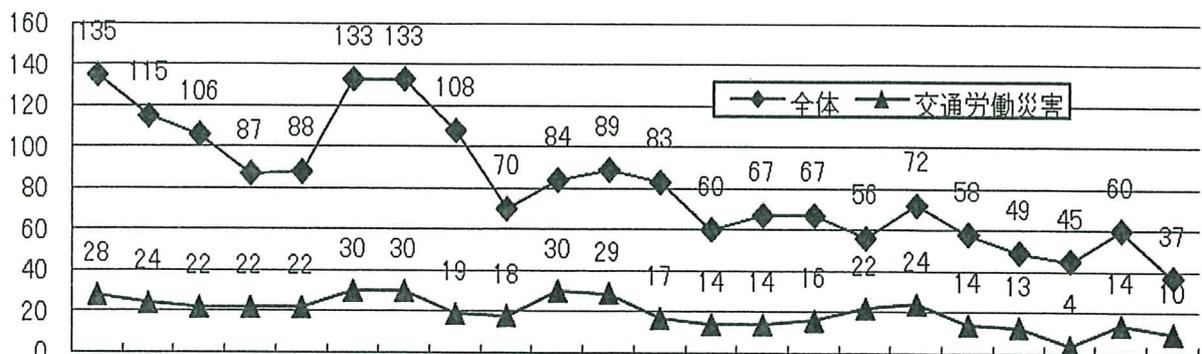
死亡災害 (10人)

死傷災害 (323人)



注) 死傷災害：死亡及び休業4日以上の災害

兵庫県内死亡災害発生状況(平成2年～平成23年)(単位：人)



平成3年 4年 5年 6年 7年 8年 9年 10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年
2年